

下水道への早期接続をお願いします

地図上に赤線枠内で示した高木町の一部で下水道が新たに使えるようになりました



新たに使用可能な区域：0.89ha

川や海を守るために、3年以内に接続を！

下水道は、日常生活や工場などから出る汚水を処理場に集め、科学的・衛生的に処理してきれいになった水を川や海に戻すための施設です。

下水道が使える区域になると、3年以内にトイレを

水洗化して、下水道に接続することが義務付けられています。

下水道が使用できる区域にお住まいで、生活排水を道路の側溝や水路に流している場合は、下水道への早期接続をお願いします。

排水設備工事は指定工事店で
排水設備工事や浄化槽の

撤去、くみ取り式トイレの水洗化の改造工事は、市が指定する排水設備指定工事店に依頼してください。

ご利用ください！ 融資あっせん制度

金融機関から100万円を限度に融資をあつせんし、その利子を市が負担する制度があります。

ただし、この制度の利用は、法人・官公庁を除く、下水道が使える区域になってから3年以内に工事を行う人が原則対象です。

接続したら正しく使いましょ！

最近、異物の流入が原因となる下水道施設の故障が増えて困っています。トイレで流せるのはトイレトーパーだけ。ペーパーやウエットティッシュ、紙おむつなどは絶対流さないでください。

なお、トイレに流せると表示されたティッシュなどは、下水管が詰まる原因となるので、流さないでください。

問い合わせ先 上下水道課
(☎43-7162)

7月1日(木)～

水道の一時中止の 取り扱いが変わります

現在使用中の水道は、一時的に使用を中止することができるようになります。

▷中止期間中は、水道料金は掛かりません。

※一時的な使用中止ができるのは、再び使用する見込みがある場合に限りです。

▷一時中止、再開栓には随時検針、料金計算、開閉栓作業などの新たなコストが発生するため、再開栓の際、手数料1,000円の負担が必要です。

▷手数料の支払いは、納付書が届くので、コンビニや金融機関、PayPay、PayBでお支払いください。
※手数料は口座振替に対応していません。

申請方法 ホームページから届出用紙をダウンロードし、上下水道課へ提出するか、電話で申請してください。

申請・問い合わせ先 上下水道課
(☎43-7168、☎43-7162)

5月1日(土)
～5日(水)

水道工事当番業者

次の水道工事当番業者が水道修理などに対応します。

府中地区			
とき	当番業者	所在地	電話番号
1日(土)	ハラダ設備(株)	鶯飼町	☎45-3599
2日(日)	カネサ住設(株)	中須町	☎52-5365
3日(月)	志和住設(株)	中須町	☎46-3568
4日(火)	藤岡設備工業(株)	中須町	☎52-2112
5日(水)	栗万水道(株)	府川町	☎45-4045

上下地区			
とき	当番業者	所在地	電話番号
1日(土)	(株)有伸	上下町深江	☎62-2355
2日(日)	重森鉄工(有)	上下町上下	☎62-2005
3日(月)	榎赤木プロパン商会	上下町上下	☎62-2240
4日(火)	重森鉄工(有)	上下町上下	☎62-2005
5日(水)	(株)有伸	上下町深江	☎62-2355

問い合わせ先 上下水道課
(☎43-7169)